

意見書案第1号

養育費の不払い解消と履行確保を求める意見書

標記の意見書案を別紙のとおり、逗子市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和3年3月17日

逗子市議会議長 丸山治章 殿

逗子市議会議員	眞下政次	
同	田中英一郎	
同	加藤秀子	
同	岩室年治	
同	高野毅	
同	松本寛	
同	佐藤恵子	
同	菊池俊一	

(別紙)

養育費の不払い解消と履行確保を求める意見書

現在、我が国のひとり親家庭の子供の貧困率は厚生労働省の2019年国民生活基礎調査によると48.1%となっており、貧困問題が深刻化している。

ひとり親世帯が貧困に陥る要因の一つに、養育費不払いがあり、厚生労働省の平成28年全国ひとり親世帯等調査結果報告によれば、母子世帯で42.9%、父子世帯20.8%と養育費の取決めが行なわれている率は低く、実際に養育費の支払いを受けているのは母子世帯24.3%、父子世帯3.2%にすぎない状況となっている。

養育費不払いの解消と、子供の最善の利益に沿った養育が確保される社会の構築は、国の責務であり、子供の権利である。

よって、逗子市議会は国に対し、養育費の不払い解消と履行確保のため、次の施策が実施されるよう要望する。

- 1 未成年の子供がいる夫婦が離婚する場合は、民法において、非監護権の親が未成年の子の養育費支払義務を負うことを民法に明文化し、強制執行が可能な形で、養育費の取決め合意を債務名義化するよう義務付けること。
- 2 子供の生活を保障するため、突然養育費が支払われなくなった時は、欧米諸国の例を踏まえ、国が義務者に代わって、子どもを養育監護する者に養育費の支払いを一時的に立て替える給付制度を検討すること。
- 3 養育費不払いの解消や時効制度に対応する無償の法律相談体制を充実し、地方自治体が子供の権利擁護として、養育費の支払いが確実に履行されるよう予算措置を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月17日

逗子市議会